

◎新潟県告示第1150号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年11月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	9者	五十公野関野1225番ほか123筆 14.4ha
阿賀野市	3者	堀越市戸3994番ほか33筆 4.2ha
胎内市	6者	乙中野818番ほか30筆 11.3ha
新潟市	23者	北区太田377番ほか189筆 22.8ha
五泉市	1者	東四ツ屋大坪870番ほか5筆 1.4ha
三条市	7者	井栗梅田乙375番ほか32筆 4.5ha
弥彦村	1者	矢作柿ノ浦7578番1ほか40筆 3.8ha
出雲崎町	1者	大寺池小路27番ほか13筆 0.9ha
魚沼市	1者	吉水谷内2020番1ほか14筆 2.3ha
十日町市	7者	中条726番ほか146筆 18.9ha
上越市	1者	清里区岡野町道地252番ほか10筆 2.1ha
糸魚川市	2者	大和川大原6298番ほか4筆 0.7ha
佐渡市	7者	新徳潟上2107番6ほか24筆 3.8ha
合計	69者	676筆 91.0ha

2 申請年月日

平成30年10月31日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。